

## 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 財政運営の基本原則（第2条・第3条）
- 第3章 計画的かつ効率的な財政運営（第4条—第8条）
- 第4章 財政規律の確保（第9条—第12条）
- 第5章 財政運営の透明性（第13条—第16条）
- 第6章 雑則（第17条）

### 付則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号。以下「基本条例」という。）第14条に規定する財政運営に関し、自律した自治体としての基本的な事項を定めることにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

#### 第2章 財政運営の基本原則

##### （基本方針）

第2条 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保しなければならない。

3 市長は、財政に関する情報を積極的に公表し、透明性の高い財政運営を行わなければならない。

##### （市長の責務）

第3条 市長は、市民の信託に応えるため、予算編成権が自らにあることを自覚しつつ、前条に規定する財政運営の基本方針に基づき、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令を遵守し、財政に係る事務を適切に執行しなければならない。

#### 第3章 計画的かつ効率的な財政運営

##### （財源配分）

第4条 市長は、新たな行政需要を的確に捕捉するとともに、人口動態、社会経済環境の変化等を踏まえた重要性および緊急性のある施策に対して重点的に財源の配分を行わなければならない。

##### （財政運営計画）

第5条 市長は、毎年度、基本条例第13条に規定する総合計画との整合を図った上

で、中期の財政運営計画を策定するものとする。

2 財政運営計画には、当該計画期間内における次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般会計の収支見通し
- (2) 基金の残高見込額
- (3) 市債の残高見込額
- (4) 財政運営の状況を示す指標（以下「財政運営判断指標」という。）の見込値（予算の編成）

第6条 市長は、予算を編成するに当たっては、第9条に規定する財政規律ガイドラインに定める財政運営判断指標の基準値を満たし、財政運営計画との整合を図るよう努めなければならない。

（歳入および歳出）

第7条 市長は、市税等の確実な徴収に努めるとともに、歳入における安定的な財源を確保するための手法を検討するものとする。

2 市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益に応じた適正な負担を求めるとともに、定期的に見直しを行うものとする。

3 市長は、歳出全般における事務の見直しおよび合理化に継続して取り組まなければならない。

（資産管理）

第8条 市長は、市が保有する公共施設等を長期的な視点から適切に管理するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画に基づき、人口動態、施設の需要予測、財政状況等を総合的に勘案した上で、資産の計画的かつ効率的な管理に努めなければならない。

#### 第4章 財政規律の確保

（財政規律ガイドライン）

第9条 市長は、健全で持続可能な財政運営に資するため、財政規律ガイドラインを策定するものとする。

2 財政規律ガイドラインには、当該計画期間内において遵守すべき財政運営判断指標の基準値および当該基準値を満たすための取組を定めるものとする。

（世代間の負担の公平性）

第10条 市長は、負債（市債、債務負担行為、債務保証、損失補償その他将来にわたって金銭を負担することが予定される債務をいう。以下同じ。）を計上する施策の決定に当たっては、その負債が将来世代に引き継がれることを踏まえ、世代間の負担の公平性および将来の財政運営に与える影響を十分考慮しなければならない。

（基金）

第11条 市長は、社会経済情勢の急激な変化、災害の発生等による緊急を要する行

政需要に対応するため、適当と認められる額を財政調整基金等に留保しなければならない。

- 2 市長は、将来の財政運営に与える影響を十分考慮し、公共施設等の整備その他の資金の留保が必要と認められる施策については、基金を設けて計画的に資金の積立てを行うよう努めなければならない。

(市債)

第12条 市長は、次に掲げる事項に留意し、市債発行の適否および限度額等を決定しなければならない。

- (1) 市債発行以外の財源調達の可能性
- (2) 地方交付税措置の有無
- (3) 後年度の財政運営に与える影響

- 2 市長は、毎年度の市債発行の合計額が当該年度の市債の償還額を下回るように努めなければならない。

#### 第5章 財政運営の透明性

(説明責任)

第13条 市長は、市民に対し、財政に関する情報を分かりやすく提供し、説明しなければならない。

(予算概要および決算概要)

第14条 市長は、毎年度、当初予算または当初予算に準じる補正後の予算について、財政運営判断指標の見込値を算定し、主要な事業の概要および財政状況の見込みを説明した予算概要を作成するものとする。

- 2 市長は、毎年度、決算について、財政運営判断指標の確定値を算定し、財政の状況を説明した決算概要を作成するものとする。

(財務諸表)

第15条 市長は、毎年度、発生主義会計に基づく保有資産、負債等および行政コストならびに現金の収支を明らかにするため、次に掲げる財務諸表を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 資金収支計算書
- (4) 純資産変動計算書

- 2 市長は、前項各号の財務諸表を、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) 一般会計および地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等財務諸表（以下「一般会計等財務諸表」という。）
- (2) 一般会計等財務諸表に地方公営事業会計を加えた全体財務諸表（以下「全体財務諸表」という。）

(3) 全体財務諸表に一部事務組合、広域連合、土地開発公社、出資法人（市が資本金等の2分の1以上を出資している法人をいう。）等の財務諸表を加えた連結財務諸表

(公表)

第16条 市長は、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条および前条第1項に掲げる計画等を策定し、または作成したときは、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 市長は、草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）で定めるところにより、毎年2回、収入および支出の概況その他の財政事情に関する事項を公表しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。